

山陰地方民の麟陵島侵入の始まり

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

The Start of the Invasion of People in the Sanin Area to Ulleungdo

PARK Byoung-sup

2009年10月

北東アジア文化研究 第30号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

山陰地方民の麟陵島侵入の始まり

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

The Start of the Invasion of People in the Sanin Area to Ulleungdo

PARK Byoung-sup

キーワード：蔚陵島一件 (Utsuryoto Ikken)

竹島・松島 (Takeshima・Matsushima)

榎本武揚 (Enomoto Takeaki)

はじめに

明治維新になって日本人の海外進出が盛んになるにつれて麟陵島が注目された。天然資源が豊富な無人島を放置するのが惜しまれたのである。そのため、明治10（1877）年ころ、多くの人が外務省などへ同島の開拓願いを申請した。ところが、外務省は開拓願にいう松島の比定をめぐって混乱し、数年間何らの方針も出せずにいた。

そうした中、海軍卿 榎本武揚はみずから出資し、武器商人である大倉財閥と組んで麟陵島における伐木事業を始めた。その際、人夫の輸送などには日章旗を掲げた軍艦を使用した。官民一体となって麟陵島へ侵入したのである。それがきっかけになり、山口県を中心に麟陵島へ侵入してケヤキなどを盗伐する者が続出し、その人数は約400名に達した。こうした日本人の侵入に朝鮮政府が気づいたのは明治15（1882）年である。朝鮮政府は日本人対策のため、麟陵島に対する空島政策を転換して麟陵島の開拓を始めると共に日本政府へ抗議をおこなった。それを受けた日本政府は翌16年3月、麟陵島への渡航を禁止する

太政官諭達を出し、半年後には同島に居残った日本人全員を連れ戻した。この一連の事件は山口県で「蔚陵島一件」と呼ばれるが、本稿ではこの侵入事件をめぐる日朝両国政府の対応などを検証することにする。

なお、明治時代の史料はほとんどカタカナ書きであるが、読みやすさを考慮してカタカナは平仮名に、旧漢字は新漢字に置きかえた。

2 海軍卿・榎本武揚の蔚陵島侵入

明治時代初期、特にロシア領のウラジオストックへは日本人の往来が頻繁であった。そのため、明治9（1876）年、同地に日本政府の貿易事務館が置かれるまでになった。そのウラジオストックと長崎を結ぶ航路の途中に蔚陵島が存在したので、同島は自然に関係者から注目されるようになった。たとえば、同航路をしばしば利用した陸奥の武藤平学は、蔚陵島について「本島には鉱山あり巨木あり且つ漁の益樵の益等も亦少からず」と開拓願に記した。彼はこうした自然資源が豊富な「松島」を開拓するのは「国家強盛之一助」であるとして明治9年および翌年の二度にわたって「松島」開拓願いを外務省へ提出した¹⁾。武藤は同島が日本でかつては竹島と呼ばれていたことを知らずに松島（竹島=独島）と混同し、さらに日本領であると誤認したのである。

武藤平学の影響を受けた児玉貞陽は、具体的に十か条からなる「松島着手之階梯見込」をそえて松島（蔚陵島）開拓の建白書を外務省へ提出した²⁾。また、千葉県の齊藤七郎兵衛も同様に蔚陵島を日本領と考え、ウラジオストック在任の貿易事務官瀬脇寿人へ「松島開島願書并建言」を提出した³⁾。しかし、外務省から返答がないまま2年後、齊藤はさらに長崎県の下村輪八郎と共に「松島開拓願」を瀬脇へ提出した⁴⁾。瀬脇は彼らを支援して「我属島松島」を開拓するよう何度も外務卿寺島宗則らに進言した⁵⁾。瀬脇も確証はないものの蔚陵島を「我属島」と考えていた。これらの進言や開拓願いが実は外務省内に深刻な竹島・松島の島名混乱を引きおこしたのである。同省では竹島・松島の位置や所属、そもそも隠岐の沖合にある島が一つなのか二つなのかといった基本的な事すらきちんと把握できていなかった。そのため、外務省は数年間この問題に対して何らの結論を出せずにいた。

その間に蔚陵（蔚陵）島へ日本人の侵入が始まっていた。そのきっかけを作ったのはロシア公使 榎本武揚である。そのいきさつを山口県庁で「蔚陵島一件」の処理にあたった山本修身はこう記した。

日本人等 該島へ渡航之発端は 先年 榎本公使魯國へ渡航之際発見 同氏之談話に依り 榎本之妻弟林紳二郎〔故陸軍々医林紀の弟〕 東京府平民近松松二郎 岩崎某 渡航の事を發意し 明治十一年中 先づ試に近松松二郎は汽船高尾丸に乘込み該島へ渡り一旦帰国之上 其伐木漁獵に従事せしは十二年中なりと云ふ⁶⁾

榎本公使は魯國（ロシア）へ渡航した際に「該島」すなわち蔚陵島を発見したとされるので、彼は実際に蔚陵島付近を通ってウラジオストックの貿易事務館へ行き、そこで蔚陵島の詳細な情報を得たのであろう。その榎本の話を彼の妻の弟である近松松二郎が聞き、明治11（1878）年に試験渡航し、翌年から本格的に伐木や漁獵に従事したようである。近松はこのころから人夫や漁師を主に山口県で募集したようで、明治12、3年ころ同県向津具半島大浦の海女たちが蔚陵島方面まで出漁したという証言もある⁷⁾。

近松や榎本の蔚陵島での伐木や漁獵事業は順調だったようで、明治13（1880）年には東京の大倉財閥と共同出資して事業を拡大した。前記の山本復命書は下記の文へ続く。

然して十三年に至り 東京大倉組と相謀り、同組よりも多分の資本金を出し 軍艦磐城号を以て人夫職工等を渡島せしむ 右軍艦之借用せし事に付ては 榎本より瀧野艦長へ依托をなせしと云ふ 翁來 樹木之伐採等に従事すと雖とも 予期之如く其利益なく 榎本 林 近松等は各三千円宛 大倉組は一万円余之損亡となり 終に十四年十月に至り伐木之業を止め 海軍省用船廻漕丸を以て 伐採之樹木并に人夫等を引揚けたる趣

榎本は、蔚陵島の事業に単に出資金を出したにとどまらず、武器商人として

財をなした大倉組を共同事業に引き入れた。そのうえ、海軍卿の地位を利用して事業に軍艦を利用したようである。榎本は明治12（1879）年11月には外務大輔並びに議定官を拝命し、翌13年2月には海軍卿を兼任したので⁸⁾、軍艦の利用はさぞかし容易であったろう。

なお、鬱陵島での伐木事業に海軍の廻漕丸が使用されたことは、島根県が明治14（1881）年11月に内務省へ提出した伺書「日本海内松島開墾之儀に付伺」からも確認できる。同書は島根県那賀郡に住む大屋兼助から出された松島（鬱陵島）開墾願にもとづいて島根県が作成した伺書であるが、その中に廻漕丸や大倉組のことが、「東京府下 大倉喜八郎設立の大倉組社員 片山常雄なるもの木材伐採の為め 海軍省第一廻漕丸船にて本年8月 該地渡航の際 右兼助 浜田より乗之 同航実地見分候処⁹⁾」と記された。これからも鬱陵島における伐木事業に海軍の船舶が使用されたことは確実である。榎本の軍艦利用について木京睦人は「海軍の艦船を個人的事業に利用するなど、現在では考えられないことである¹⁰⁾」と記したが、これは当時でも問題だったようである。後日、内務省内で「某官」の軍艦使用が問題にされたのであるが、これについては後にふれる。

ところで、榎本武揚は個人的な事業のために軍艦を利用するような人物であろうか？彼の立場は明治政府の要所を占める薩長土肥の藩閥からはずれ、しかももかつての戊辰戦争では明治新政府に最後まで刃向かった蝦夷地の「総裁」だったので、いくら薩摩出身の黒田清隆の庇護があったとはいえ、私利私欲にかられて軍艦を動かすことは政治的な自殺行為に等しいのではないだろうか。こうした状況を考えると、榎本が軍艦を鬱陵島へ回航したのはそれなりの大義名分があったのではないかとの疑問が湧く。

榎本の問題はひとまず撇くとして、当時は鬱陵島が明治政府内でどのように考えられていたのか簡単にみることにする。明治2（1869）年、外務省は暗礁に乗りあげた朝鮮との外交を対馬藩から新政府へ移管する問題の解決を模索し、高官の佐田白茅らを対馬藩や朝鮮釜山にある倭館へ派遣した。翌年、佐田らは報告書「朝鮮国 交際始末内探書」を提出したが、その中に「竹島松島 朝鮮付属に相成候始末」と題する項目が含まれていた¹¹⁾。この報告書により、江戸時代の元禄期に朝鮮との間で問題になった竹島（鬱陵島）や、その近辺の松

島（竹島=独島）が朝鮮領であるとの認識を外務省は持ったであろう。その報告書は太政官へも提出されたので、日本の国家最高機関である太政官も同じ認識を持ったと思われる。

さらに、明治10（1877）年、内務省および太政官は竹島および松島の所属について判断を迫られた。内務省は島根県からの伺書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を審査する過程で両島の歴史などを詳細に検討し、竹島外一島、すなわち竹島（鬱陵島）および外一島の松島（竹島=独島）は本邦と関係ないとする結論をだした。その上で「版図の取捨は重大の事件」と判断し、慎重に太政官の判断を仰いで伺書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を太政官へ提出了。その際、伺書に添付された地図「磯竹島略図」から竹島（磯竹島）は鬱陵島を指し、松島は現在の竹島=独島を指すことは明らかである¹²⁾。太政官は三日後には内務省の伺書をそのまま承認する形で指令案「伺の趣 竹島外一島の儀 本邦関係無之儀と可相心得事」を作成して稟議に回した。それには右大臣 岩倉具視をはじめ参議兼外務卿 寺島宗則などが捺印して承認し、太政官から内務省へ下達された¹³⁾。しかし、外務卿が承認しても同件は外務省内では周知されなかつたようで、その前後から同省内で松島開拓願などをめぐって竹島・松島の島名が混乱したのである。もし、内務省伺書に添付された「磯竹島略図」が外務省で周知されていたら、そのような混乱は起きなかつたであろう。外務省で混乱がおさまって鬱陵島が朝鮮領であるとの結論が出たのは、同省の北沢正誠が奉命により竹島（鬱陵島）の所属問題を調査して『竹島考證』にまとめ、その要約書「竹島版図所属考」を太政官へ提出した明治14年8月であった。

その間、外務省にて竹島（鬱陵島）の所属問題は保留状態であった。そんな最中、日本では万国公法¹⁴⁾の第一人者である榎本武揚が前述のように鬱陵島事業に取りかかったのである。彼がこうした事業を始めたのは、私利私欲以外に何らかの意図があったのではないだろうか？

ここで、ひとまず榎本人となりを見ておこう。幕末、彼は幕臣としてオランダに留学して機関学や万国公法を学んだ。特に万国公法の学習には熱を入れ、オルトラン『海の国際法と外交』のオランダ語訳に注を加え『万国海律全書』と名づけて残すほどであった。榎本はその知識を活用し、戊辰戦争において敵

である明治政府艦船の合法的な乗っ取りをはかつたり、自身らを万国公法にいう交戦国として外国に認めさせようと努力した。結局は衆寡敵せずに彼は降伏したが、敗戦の「総裁」であるにもかかわらず万国公法の専門家としての才能などを惜しまれ、奇跡的にも助命されて明治政府に登用された。その後、明治7(1874)年には海軍中将兼特命全権公使としてロシアへ赴き、翌年には樺太・千島交換条約を締結した。彼はここでも万国公法の知識を充分活用したことであろう。その後、明治11(1878)年にはシベリアを馬車などで横断して帰国し、外務省で要職を歴任するかたわら、学界などでも活躍し、翌12年4月には地学の重要性を説き地学協会を設立して副会長におさまた。このように領土問題や地理、万国公法などに特別な関心を有する彼が、外務省では所属が曖昧な「無人島」の鬱陵島に対して三千円もの投資をしたのである。ちなみに当時の三千円は米価換算で現在の1,600万円に相当する¹⁵⁾。こうした背景からすると、榎本は鬱陵島を万国公法の観点からも慎重に考察していたに違いない。また、後の鬱陵島での一事件もそれを彷彿とさせる。その事件であるが、明治16(1883)年、鬱陵島で伐木に従事していた山口県旭組副頭取の内田尚長が朝鮮官憲に見つかって尋問を受けたが、その際、内田は万国公法を持ちだして下記のような応対をした。

朝鮮人云く 本島は我国之処領なれば 外国人等は猥りに渡航上陸すへき
筈無之 然るに斯く上陸、^{あまつさ}剥^ハ樹木等を伐採せるは日本政府之命令な
るか 又は知らずして渡航せし歟

日本人云く 日本政府の命令にはあらざれども 万国公法に拠るも 無人島
は発見せし者 三年間其地に住居するときは所有の權可有之に付 樹木
を伐採する何の妨けかあらん

朝云く 然らば我国政府より貴国政府へ照覆する事あり 然しながら今に
して不残本島を立去り 将來渡航せざる事を承諾すれば 敢て貴国政府
へ照覆なすの煩を省かん¹⁶⁾

無人島は、もしそれが無主地であれば、3年もその地に居住して居住者の國

家が領有を宣言すればその国の版図になることは万国公法で認められるであろう。こうした知識を内田は生半可に振りまわし、無人島の発見者が3年居住すれば万国公法上の居住権が認められると主張したのである。万国公法の名前すら一般にほとんど知られていない時代にあって、内田がこうした主張で切り返したことは驚嘆に値する。こうした知識を内田が身につけたのは榎本武揚の影響ではないかと容易に推測される。

以上のような事実からすると、榎本は外務省内で所属がはつきりせず、単なる無人島と思われていた鬱陵島に民間人の居住実績をつくることによって、万国公法上の領有権確立をめざしたのではないかと推定される。こうした意図をもって鬱陵島の開発を彼の妻弟である林紳二郎や近松松二郎らに勧めたのである。そのような目的であれば、民間人の事業支援のためであっても海軍が軍艦を動員することは政府内で大義名分が成り立つし、国家による「無人島」の実効支配にもつながる。こうした榎本の熱意が大倉財閥をも動かして出資させたのではないかと思われる。

ところが、当時の鬱陵島は決して無人島ではなかった。武藤平学は、ウラジオストック在住の朝鮮人の話として、朝鮮人が鬱陵島へ渡航し、伐木して船を造り、漁獵をしていたと記したが¹⁷⁾、李奎遠『鬱陵島検察日記・啓草本¹⁸⁾』などによれば、彼ら朝鮮人は春に鬱陵島へ行き、仮小屋に住んで造船や漁獵を行ない、充分な収穫を得て秋には帰るのが常であった。また、漁業者以外にも薬草採取者が1870年代から入島していたという。

さて、榎本らの鬱陵島での共同事業は、山口県『明治十七年 蔚陵島一件録』によれば、あまり利益があがらなかつたので、榎本武揚や大倉財閥は明治14(1881)年10月に事業から撤退したという。しかし、大倉組はその翌年も事業をおこなっていたとする研究もある。田村清三郎は、鬱陵島の木材を積んだ船が翌15年に山口県萩沖で沈没した事件を知らせる手紙が下浦藤九郎から大倉喜八郎へ出されたので、同年も大倉組は鬱陵島の事業に關係していたと見ていい¹⁹⁾。おそらく、大倉組は船の沈没によって損失を蒙り、「予期之如く其利益なく」という結果になったのであろう。そのような事故さえなければ、鬱陵島でのケヤキ盗伐は濡れ手に粟をつかむようなものである。ところが、当時の船は

小さな帆船が主であり、そうした船にとって鬱陵島への航路は険しく冒險的であった。大倉組にしてみれば、そうした冒險をせずとも帝国への武器納入で金儲けは充分あつただろう。そのような理由で大倉組は鬱陵島の事業から撤退したと考えられる。

一方、榎本は明治14（1881）年に事業から撤退した可能性が強い。というのは、同年8月20日、「今日の松島は即ち元禄12年称する所の竹島にして 古来 我版図外の地たるや知るへし」と記された北沢正誠の「竹島版図所属考」が太政官へ提出されたので、鬱陵島に対する明治政府の見解が定まったからである。すなわち、開拓願いにいう松島は日本古來の呼称である竹島、すなわち朝鮮領の鬱陵島であると断定されたのである。明治政府内で同島が朝鮮領との結論が出されれば、万国公法を重視する榎本武揚は事業から撤退せざるを得ないであろう。

3 山陰地方民の鬱陵島侵入

榎本武揚が事業から撤退した後も近松は「東京組」を組織して事業を継続した。こうした事業の風聞が山口県内で広まり、同県から鬱陵島への渡航が殺到した。明治16（1883）年、山口県萩警察署が調査したところによると、東京組以外に旭組や松岡組、松尾組、早瀬組、福浦組、野村組、他1組など約400名が鬱陵島へ渡航して伐木などをおこなっていた²⁰⁾。彼らを支配していたのは東京組であり、明治16（1883）年10月、内務省の調査書にこう記録された。

島中に東京社なるものありて 怖も全島を支配するものの如く 之に次て 渡島するものは 悉く該社の指揮を待て伐採するか故に 遂に推して本社 と称する 此社は東京人管理するを以て 該社の出稼人多くは山口県人なるにも拘はらず 東京社と称す 此社の出稼人本年初は百余人ありたるも 即今は二、三十人に過ぎずと云う 此社を以て渡島伐採者の権輿とす²¹⁾

東京組は先発組として、また海軍のバックがあったので「本社」として渡航者全体を支配したようである。なお、東京組の人数が減ったのは季節的な要因である。鬱陵島は冬が厳しく、また、日本への帰航も荒海のために断たれるの

で、秋に日本へ一旦戻る者が多いためである。

一方、鬱陵島では伐木以外に漁獵も小規模ながらおこなわれた。旭組の頭取である大津郡の藤津政憲は明治14（1881）年5月から人夫等を送り込んで鬱陵島での伐木事業を開始したが、翌年には「職工漁人」を送り込んで漁獵も開始した。具体的には山口県見島郡見島浦の中山岩之助を株主漁業方頭取とし、見島浦の海士15名を送り込んでアワビの採取などを行なった²²⁾。

このように多くの日本人が渡航するようになれば、朝鮮政府に発覚するのは時間の問題である。朝鮮政府は鬱陵島を空島にし、定期的に搜討官を派遣して同島を監視していた。明治14（1881）年、搜討官は日本人7名が伐木した材木を海岸に積んで元山や釜山へ送ろうとしているのを発見した²³⁾。報告を受けた朝鮮政府は日本へ抗議するとともに鬱陵島へ検察使を派遣して日本人の実態や同島が開拓可能かどうかなどを調査することにした。検察使に任命された李奎遠は翌15年陰4月30日に鬱陵島へ到着し、同5月10日まで調査をおこなった。最初は陸路でほぼ一周し、二度目は海路で鬱陵島を一周した。最終日の陰5月10日、李奎遠は道方庁浦（現在の道洞）で日本人6、7名が幕舎を結んでいるのを発見し、彼らと筆談を交わした。李奎遠と日本人が出会ったことは山本「復命書」にも「其後十五年に至りては 朝鮮國檢察使李奎遠 軍官沈宜琬 高宗八徐相鶴等の數人渡島」と記された。これらの官職名や姓名は『鬱陵島檢察日記・啓草本』の記録に合致する。李奎遠は日本人との筆談で彼らが2年前から伐木を始めたというので、その是非を問うて次のような筆談を交わした²⁴⁾。

（李） 瘋土にはおのずと定界があるのに、今なんじらは他境に来て勝手に 伐木するのは何の道理か？

（日本人） 僕らは他境であると聞いていない。今、これを知る役員は本国にいるので、他境かどうかを論じることはできない。すでに南浦櫻谷に標木があり、すでに我が日本帝国松島になったと解している。

（李） 標木があるとは初めて聞いた。他境に標木をどうして立てられようか…なんじらの姓名や居住地を知りたい。

日本人は自分たちの住所氏名を次のように答えた。下記の（ ）内は日本側資料に掲載された役職名等であるが²⁵⁾、両資料はだいたい合致している。

南海道予州松山邑、内田尚長（内田尚長、旭組副組長兼各組副理事、愛媛県和氣郡新浜村）

山陽道長州善和邑の埜村善一（野村善一、野村組組長、山口県厚狭郡善和村）
東海道總州八田邑の吉谷庄次郎、吉田大吉、鳥海要蔵、庄司勇廊、松尾而己助、（鳥海要蔵：東京組組長で住所は神田区旅籠町壱丁目貳拾壹番地、松尾己之助：東京組傘下の永井組組長で本郷区駒込西方町拾番地寄留千葉県平民、庄司勇次郎：東京組）

李奎遠は日本人が語った「日本帝国松島」の標木があるという話を重大視し、その日の内に南浦櫻谷すなわち長研支（現在の沙洞）へ行き、海辺で「大日本國松島櫻谷 明治二年二月十三日 岩崎忠照建之」と書かれた標木を発見したという。これは年月日を除いて山本修身「復命書」の記述に合致する。同書には「該島の南方に当る處へ日本人より左之標木を建設したる由 大日本帝国松島櫻谷 岩崎忠照 紀元二千五百一一年 明治十三年に當る」と記載された²⁶⁾。明治13（1880）年は紀元2540年に該当する。原文で「紀元二千五百」の次の字「一一」は単なる長い線で「何十何」を省略したものと解される。両資料で年号が食いちがっているが、山本「復命書」に「岩崎某 渡航の事を發意し…其伐木漁獵に從事せしは十二年中なり」と記されたので、この「岩崎某」が岩崎忠照であり、明治13（1880）年2月に標木を立てたのであろう。明治2年には標木を建てるような日本人が鬱陵島へ渡航したとする記録は見当たらない。ただし、翌年4月30日、三菱財閥の祖である岩崎弥太郎が長崎から竹島（鬱陵島）へ向けて出航したことが同人の『瓊浦日歴』に記されたが、上陸した記録はない。

一方、李奎遠は島に住む朝鮮人の詳細な調査もおこなった。朝鮮人の多くは全羅道出身者で、全体約140名中の115名、8割に達していた。彼らは春に鬱陵島へ行って仮小屋に住み、木を伐って船を作り、ワカメなどを採取して秋ごろ帰国する通漁者であった²⁷⁾。彼らは山本修身「復命書」にこう記された。

朝鮮国よりは毎年凡三百計りつ、渡航し 昆布等を採り 秋季に至れば本國へ立帰る趣 尤も其中四名程は人参を採る為め該島に残し置くと云ふ 然るに昨年は右居残りせし朝鮮人は食料之尽きたる為め 殆んど飢餓に迫らんとする際 日本人等之居残せし者より飯米二俵恵与せし処 誠に厚意を感謝し 右等の事よりして大に朝鮮人の気受け宜敷

山本は「居残りせし朝鮮人」4名と記したが、彼らのことは明治35（1902）年に発行された外務省の『通商彙纂』第234号にこう記録された。

本島韓民は古来永住の者なく 今を距る廿一年前 江原道より始て襄季周、金大木、卞敬云、田士日の四名渡航し 同行者は協力以て山間を開拓し 島地を作りて農耕を業とせり、然るに其翌年に至り 江原道江陵地方より黃鐘海、崔島守、田土雲、金花椒、洪奉堯、李孫八及全羅道地名不詳張敬伊の七名來島せし以来 年々歲々江原 慶尚咸鏡全羅の四道より移住するもの多くして 何れも各地に散在し 精勵以て開墾を為し 専ら農業を営み 漁業に從事する者は僅少なりとす²⁸⁾

彼ら朝鮮人居住者は鬱陵島開拓の礎になった。その後、政府が支援した開拓民が明治16（1883）年4月に第一次として約30名、つづいて第二次として約20名、合計16戸54名が入植した²⁹⁾。これ以後、朝鮮人の人口は次第に増え、14年後には277戸、1,134名に達した³⁰⁾。

4 蔚陵島（鬱陵島）渡航禁止と引戻し

明治16（1883）年3月、太政官は外務省の上申どおり鬱陵島への渡航を禁止する措置をとり、内務省少書記官 檜垣直枝を同島へ派遣し、10月、同島の日本人全員を越後丸で強制的に連れ戻した。その人数は檜垣直枝「蔚陵島出張復命書³¹⁾」本文では255名とされたが、付属の名簿では合計人数が266名になる。その内訳は山口県147名、福岡県34名、島根県22名、広島県21名、愛媛県14名、長崎県9名、千葉県5名、東京府・大分県・兵庫県が各3名、岡山県2名、鳥

取県・鹿児島県・石川県が各1名である。連れ戻しの際、各組の頭取は伐木したケヤキを運び出すのに40日の猶予を与えるよう連名で嘆願書を提出したが、檜垣は許可せずに彼らを全員連れ戻した。嘆願書には島長 全錫奎のケヤキ搬出許可書が添えられたが、島長は日本人に好意的であった。それどころか、彼らは「救助感謝状」を檜垣に贈っており注目される。これは同年初夏、おそらく第二次開拓民が到着したことと思われるが、朝鮮人の来島者が強風のため遭難しかかったのを日本人が死の危険をおかして救出したことに対して感謝するものであり、その恩は山より高く海より深く、「真活人者 鳥海要造」に心からの謝意を表するという内容であった³²⁾。鳥海要造は前出の東京組の組長 鳥海要蔵であろう。

このように日本人は朝鮮人にとって一面ではありがたい存在であった。島長全錫奎が越冬時に「飯米二俵」を恵与されて飢餓を免れたのを始め、島長の次官とされる裴忠隱も檜垣に「本島へ渡航せし我人民 食に乏しく 時々貴国人の恩恵を蒙りたる事 鴻大なり 此恩忘るへからず 願くは已に伐採する木材は悉く持帰られん事を企望せり³³⁾」と述べるほどであった。島長は食料などとひきかえに日本人の伐木を許容していた。したがって、日本人から「大に朝鮮人の気受け宣敷」として歓迎されたのは当然であった。しかし、その代価は余りにも大きかった。ケヤキの価値であるが、日本人が強制送還の際に鬱陵島に残した木材は、「今回我人民の帰去するに 已伐の良材該島に遺棄したもの 概子其価直を折算するに数万円に上ると云ふ³⁴⁾」とされるので、その価値は現在の米貨換算で数億円にもなる。ケヤキの価値を知らない島長らは、それを僅かな食料と引き換えにしたのである。そのようにして伐り出された良材のケヤキは、大倉組などをとおして日本の外交社交場である鹿鳴館の建築などに使用されたといふ³⁵⁾。

そのように明治を代表する建築にも使用されるほどのまたとない良材のケヤキを二束三文で売り払った島長であるが、彼にすれば背に腹は変えられなかつことであろう。島長には給与すら支給されなかつたので、生計の維持すら時には困難で、しばしば飢餓に直面したことであろう。そうした時は日本人を頼らざるを得ず、食糧支援を何度も日本人にあおいだようである。朝鮮からの通

漁者は余分な食料を持参しないで島民の助けにはならなかつた。島長は、檜垣が日本へ帰航する際にも糧米が尽きた窮状を「持來糧米絶望 島中諸民無以生活」と訴え、米25石を恵与された。その島長は、鬱陵島の開拓を担当した東南諸島開拓使 金玉均の告発を受け、明治17（1884）年1月に罷免された³⁶⁾。理由は「全錫奎 書きに錢米を貪り、日本人に島長証票を与え、其の木材偷窃運去を許すと云ふ³⁷⁾」とされた。後日、ケヤキの価値をよく知る金玉均はケヤキの日本への輸出を図るのだが、志半ばにして甲申政変に失敗し、日本へ亡命せざるを得なかつたのである。

さて、鬱陵島へ不法に侵入した者を越後丸で引戻した後、日本政府は彼らをどう処分するかが問題であった。外交上からも彼らを許すわけにはいかないのだが、どういう名目で罰するかがまず問題であった。彼らは日本から直接鬱陵島へ渡航したという理由で強引に行歩（遊歩）規定を適用したのでは山林盜伐というもっと重い罪がかすんでしまう。また、盜伐は密貿易とは違うので「日韓貿易規則」を適用するわけにもいかない。さらに、渡航免状なしにみだりに外国へ行ったといつても関係規則には罰則がない。同様に太政官の諭達も罰則がない。残るのは刑法373条の山林盜伐罪の適用である。これは内国人が内国で犯した行為を罰するもので必ずしも妥当とはいえないが、他に適當な法律がないので同条が適用されることになった。

その一方で無罪放免にすべきであるとの意見も根強く出された。渡航禁止の太政官諭達が出されたのは明治16（1883）年3月であり、それまで彼らは鬱陵島が外国領であることをきちんと知らなかつたし、禁止後といえども在島の者がそれを知るのは同島が絶海の孤島のため困難であったし、帰国も容易でなかつたという事情がある。また、聞くところでは、数年前に軍艦某号が工夫を多く運び、有名な商人某が関与し、材木の一部は鹿鳴館の建設に使用されたという。軍艦某号とは磐城号、商人某とは大倉喜八郎であろう。もし、これが本当なら渡航者を罰するだけでは済まされないと見方が出された。もっと深刻なのは軍艦利用が公に知られた場合であり、こう憂慮された。

我軍艦にして日章を掲げて 以て外邦所属の山林に侵入し 其木材を伐採

せしを明に之れを法庭に糾し 之れを公判に掲げ 彼我吏民をして之れを知らしめは 朝鮮政府は如何の感覚を起すへきや 我政府は何の辞を以て彼の政府に対せんとするか 安にそ知らん 我人民を罪し 同盟政府の歓心を買はんとするは 却て我国辱を明にし 彼か不満の心を惹起すの原因たらざるを³⁸⁾。

日本が海軍の船舶を使用して官民一体となり鬱陵島へ侵入し、木材を盗伐して密輸した行為は「国辱」であり、朝鮮政府から如何なる反応が起きるのか憂慮されたのである。そのような事件を裁判に付し、もし被告が「当初渡航したるは某官の命令に依り 其木材は某官衙の需用に供したりと云ふか如き事あらば 裁判官も其供述を中止し 忌諱に触るゝものは口を箝して 以て其供述の制限を立ること能はず 司法卿亦裁判官に対し指揮に苦む所あらんとする」となる事態を恐れたのである。某官とは榎本武揚を、某官衙とは鹿鳴館を指すのである。すなわち、被告が榎本海軍卿の命令で鹿鳴館用の木材を伐ったと裁判で述べようものなら、彼らの口をふさぐわけにもいかず、たちまち巷の話題になるだろうし、そうなると海軍や政府が窮地に陥ることが想定されたのである。こうした事態を避けるためにも渡航者全員を無罪放免にすべきであるとの意見が強く出された。

こうして日本政府は処罰か無罪放免かで揺れ動いたが、結局は外交上の配慮もあり渡航者を起訴することにした。しかし、各地における裁判の結果は被告307人全員が無罪であった。ほとんどの判決に共通するのは、太政官諭達(1883.3)以前の行為が不間に付されたことである。また、太政官諭達以後の行為は「皆 材木伐採の事 窃意に出たるに非ざると 該木材か朝鮮國官吏の恵与に係るとを以て無罪」とされた。島長の証票をもらって伐採したので無罪とされたのである。外務大臣 井上馨は、こうした判決について「該島が旧幕府の頃 既に朝鮮政府と往復の上 其所属を公認したる事蹟を不問」にされたことを批判し、万一この件で外交上の難題が起きてもその責を負いがたいと司法大臣へ通告した³⁹⁾。江戸時代に日朝間で朝鮮領と確認したことがある他国の領土へ侵入して木材を盗伐した行為は、途中から島長の許可を得たとはいえ、国辱的

な犯罪であった。それにもかかわらず、誰も罰せられなかつたことに異議を唱えたのである。まさに正論であろう。

また、榎本武揚を始めとする官僚も、誰一人として責任を問われることはなかつた。ちなみに榎本武揚は失脚するどころか、その後は駐清特命全権公使や通信大臣、農商務大臣、文部大臣、外務大臣、枢密院顧問官などを歴任し、子爵に任じられるなど輝かしいばかりの経歴を重ねた⁴⁰⁾。こうして、日本が官民一体となって朝鮮領である鬱陵島へ侵入し、木材を大々的に伐採した国辱事件「蔚陵島一件」は無処罰、無責任に終つた。この結果が明治24(1891)年以降に鬱陵島へ日本人が再び侵入するのを防げなかつた一因になったのである。

注

- 1) 北沢正誠『竹島考證』下、第8号・16号、国立公文書館所蔵。
- 2) 同上、第9号。
- 3) 同上、第13号。
- 4) 同上、第20号。
- 5) 同上、第14号・17号・18号。
- 6) 山本修身「復命書」、『明治十七年蔚陵島一件録』、山口県文書館所蔵（行政文書 戰前A土木25）。
- 7) 吉田敬市『朝鮮水産開発史』、朝水会、1954、p.210。
- 8) 講談社編『榎本武揚シベリア日記』、講談社学術文庫、2008、p.333。
- 9) 外務省資料3824『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航の日本人を引戻処分一件』
内務省は島根伺書の処理にあたって、鬱陵島における伐木事業に海軍がからんでいるので、朝鮮との間に特段の取り決めがあるのか外務省へ問い合わせたが、そうした取り決めがないとの回答を受け取つた。したがつて、島根県の伺書は却下されたことであろう。
- 10) 木京睦人「明治十六年『蔚陵島一件』」、『山口県地方史研究』88号、2002、p.75。
- 11) 『日本外交文書』第3巻、文書番号87、p.137。
- 12) 内藤正中・朴炳涉『竹島=独島論争』、新幹社、2007、p.324。
- 13) 朴炳涉「明治政府の竹島=独島認識」、『北東アジア文化研究』第28号、2008、p.36。
- 14) 万国公法を国際法と呼ぶケースがあるが、両者は区別すべきである。第二次世界大戦以前の万国公法は侵略戦争すら合法であり、現在の国際法とは質的に異なる。

- 15) 静岡農政事務所の下記サイトの統計によると、標準価格米制度の最終年である2004年の標準価格米は10kg当り3,536円であり現在も米価は大きな変化がないと考えられる。一方、明治13年の米価は10kg当り0.7円、前年は0.53円、翌年は0.7円で、3年平均は0.643円である。したがって米価3年平均基準で明治13年の1円は現在の5,496円に相当する。以下、同様の計算式を使用する。
<http://www.maff.go.jp/kanto/shizuoka/kome/pdf/meiji.pdf>
- 16) 山本修身、前掲「復命書」。
- 17) 北沢正誠、前掲書、第16号。
- 18) 「啓草本」は論文によっては「啓本草」とされるが、これは誤りとされる(李ヘウン・李ヒヨングン『晚隱李奎遠の「蔚陵島検察日記』、韓国海洋水産開発院、2006)。
- 19) 田村清三郎『島根県竹島の新研究』(復刻版)、島根県総務部、1996、p.36。
- 20) 横谷佐一「松島景況書」、『明治十七年蔚陵島一件録』；木京睦人、前掲論文。
- 21) 「蔚陵島出稼人演談筆記」、『日本外交文書』第16巻、文書番号132、p.334。
- 22) 山本修身、前掲「復命書」。外務省記録3532『蔚陵島における伐木関係雑件』。
- 23) 『承政院日記』高宗18年5月22・23日。
- 24) 李奎遠『蔚陵島検察日記・啓草本』。
- 25) 檜垣直枝「蔚陵島出張復命書」、『公文別録』明治15年～16年、内務省。
- 26) 木京の前掲論文では紀元年号が「紀元二千五百年」と記され、「—」が省略されている。
- 27) 李奎遠、前掲書。
- 28) 『通商彙纂』第234号、明治35(1902)年10月16日、p.43。
- 29) 宋炳基『独島(竹島)と蔚陵島の研究』、新幹社(東京)、2009、p.130。
- 山本修身「復命書」に「本年陰曆四月二日 朝鮮國ノ高官兵隊様之者凡そ百名計を率ひ該島に来り 日本人へ対し大に武威を示すもの如く」と記されたが、日付から推察すると、この「高官」は第一次開拓民の引率者と思われる。
- 30) 『独立新聞』建陽2(1897)年4月8日、「外方通信」。
- 31) 檜垣直枝「蔚陵島出張復命書」。
- 32) 同上書；『日本外交文書』第16巻、文書番号133、別紙丁号、p.338。
- 33) 注31に同じ；『日本外交文書』第16巻、文書番号133、附属書、p.337。
- 34) 外務省資料3532「朝鮮國蔚陵島渡航人民処分の議」、『蔚陵島における伐木関係雑件』。
- 35) 同上。
- 36) 『承政院日記』高宗21(1884)年正月11日。
- 37) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986(復刻)、p.706。

- 38) 外務省資料3532「朝鮮國蔚陵島渡航人民処分の議」、『蔚陵島における伐木関係雑件』。
- 39) 「明治十九年六月二十二日 井上外務大臣より山田司法大臣宛書簡」、『日本外交文書』第16巻、文書番号133、p.339。
- 40) 秋岡伸彦『ドキュメント榎本武揚』、東京農大出版会、2003、p.102。